

地域雇用開発助成金 のご案内

高知県下で創業等をお考えの事業主の皆様へ

地域雇用開発助成金は「同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）」において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

このたび、香美出張所管内地域が令和5年4月1日付け「同意雇用開発促進地域」として厚生労働大臣より指定されました。なお、指定期間は令和8年3月31日までの3年間となっています。

地域雇用開発助成金を活用し創業等を行うことをお考えの事業主の皆様におかれましては、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）までご相談いただきますようお願いいたします。

同意雇用開発促進地域（求職者に比べて雇用機会が著しく不足している地域）

| 地域名 | 構成市町村 | 公共職業安定所 | 期間 |
|----------------|--|---------|------------------------|
| 高知県中部地域 | 土佐市、いの町、日高村、須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、四万十町 | いの所、須崎所 | 令和4年9月1日～ 令和7年8月31日 |
| 高知県 香南・香美地域 | 香南市、香美市 | 香美出張所 | 令和5年4月1日～ 令和8年3月31日 |

（注）宿毛市（沖の島 鶴来島の区域）、いの町は過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第112条第2項第1号イ（2）の規定に基づく厚生労働大臣指定地域）に該当する指定期間である令和6年3月31日までは当該助成金の利用は可能です。

* 詳細、ご不明な点等については、各ハローワーク、高知労働局までお問い合わせください。

* ハローワークいの、香美管内の助成金に関するご相談はハローワーク高知までお問い合わせください。



ハローワーク高知（雇用サービス部門） TEL 088-878-5328
ハローワーク須崎 TEL 0889-42-2566
ハローワーク四万十 TEL 0880-34-1155
ハローワーク安芸 TEL 0887-34-2111
高知労働局職業安定部 職業対策課 TEL 088-885-6052